

柏市増尾地域ふるさと協議会表彰規程

増尾地域ふるさと協議会の地域活動において、長年にわたりご協力をいただいた役員、委員、ボランティアの中で特に顕著な活動・功績に対し表彰するため、以下の基準を定める。

1 表彰の対象

- 1) ふるさと協議会役員を通算6年以上経験した個人（現職を除く）
- 2) ふるさと協議会委員を通算10年以上経験した個人（現職を除く）
- 3) ボランティアとして通算10年以上活動した個人及び団体
- 4) 地域活動にボランティアとして貢献し、会長が特に認めた個人及び団体
- 5) 周年行事などで受賞した個人及び団体は除く。

2 表彰の決定

推薦のあった候補者について、執行部会で協議し決定する。

3 表彰の方法

表彰は、総会の席上などで、感謝状・記念品を贈る。

4 この規程の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

この規程は平成28年5月8日から施行する。